

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

### 鳥取県教育委員会規則第12号

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則

(教育職員の免許状に関する規則の一部改正)

第1条 教育職員の免許状に関する規則(昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後				改正前			
別表第4(第23条関係)				別表第4(第23条関係)			
1 教科に関する科目				1 教科に関する科目			
受けようとする免許状の種類		修得することを必要とする最低単位数	内容	受けようとする免許状の種類		修得することを必要とする最低単位数	内容
小学校教諭	1種免許状及び2種免許状	1以上5以下	免許法施行規則第3条第1項に掲げる教科に関する科目(以下「小学校の教科に関する科目」という。)のうち、1以上の科目について、1単位以上	小学校教諭	1種免許状及び2種免許状	1以上5以下	免許法施行規則第2条第1項に掲げる教科に関する科目(以下「小学校の教科に関する科目」という。)のうち、1以上の科目について、1単位以上
中学校教諭	1種免許状及び2種免許状	10	免許法施行規則第4条の表第1欄に掲げる免許教科(職業実習に係る免許状にあつては、職業の免許教科)の種類に応じ、同表第2欄に掲げる科目(以下「中学校の各免許教科に関する科目」という。)について、それぞれ1単位以上	中学校教諭	1種免許状及び2種免許状	10	免許法施行規則第3条の表第1欄に掲げる免許教科(職業実習に係る免許状にあつては、職業の免許教科とする。)の種類に応じ、同表第2欄に掲げる科目(以下「中学校の各免許教科に関する科目」という。)について、それぞれ1単

							位以上
		略				略	
高等学 校教諭	1種免 許状	10以上50以 下	免許法施行規則第 5条の表第1欄に掲 げる免許教科（看護 実習、家庭実習、情 報実習、農業実習、 工業実習、商業実 習、水産実習、福祉 実習又は商船実習に 係る免許状にあつて は、それぞれ看護、 家庭、情報、農業、 工業、商業、水産、 福祉又は商船の免許 教科）の種類に応 じ、同表第2欄に掲 げる科目（以下「高 等学校の各免許教科 に関する科目」とい う。）について、そ れぞれ1単位以上	高等学 校教諭	1種免 許状	10以上50以 下	免許法施行規則第 4条の表第1欄に掲 げる免許教科（看護 実習、家庭実習、情 報実習、農業実習、 工業実習、商業実 習、水産実習、福祉 実習又は商船実習に 係る免許状にあつて は、それぞれ看護、 家庭、情報、農業、 工業、商業、水産、 福祉又は商船の免許 教科とする。）の種 類に応じ、同表第2 欄に掲げる科目（以 下「高等学校の各免 許教科に関する科 目」という。）につ いて、それぞれ1単 位以上
		略				略	
略				略			
2～6 略				2～6 略			

（鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正）  
 第2条 鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則（平成  
 元年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。  
 次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）<u>第103条第1項</u>の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制、定時制及び通信制の課程（以下「単位制による課程」という。）の運営については、この規則に定める特例によるほか、鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号。以下「管理規則」という。）、鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）<u>第64条の3第1項</u>の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制、定時制及び通信制の課程（以下「単位制による課程」という。）の運営については、この規則に定める特例によるほか、鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号。以下「管理規則」という。）、鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教</p>

育委員会規則第10号。以下「学則」という。)及び鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号。以下「通信教育規則」という。)の定めるところによる。

(実施校)

第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。

高等学校名	課程名	学科名
鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科
	略	
略		

育委員会規則第10号。以下「学則」という。)及び鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号。以下「通信教育規則」という。)の定めるところによる。

(実施校)

第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。

高等学校名	課程名	学科名	
鳥取西高等学校	定時制課程	普通学科	普通科
鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科	
	略		
略			

(技能教育施設の指定の申請手続等を定める規則の一部改正)

第3条 技能教育施設の指定の申請手続等を定める規則(平成11年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第55条第1項</u>の規定による指定については、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)及び技能教育施設の指定等に関する規則(昭和37年文部省令第8号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>様式第2号(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">連携科目等指定等申請書</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p> <p>連携科目等の指定(指定の変更・指定の解除)を受けたいので、学校教育法施行令第33条の2(第34条第2項)の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> </div>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第45条の2第1項</u>の規定による指定については、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)及び技能教育施設の指定等に関する規則(昭和37年文部省令第8号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>様式第2号(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">連携科目等指定等申請書</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p> <p>連携科目等の指定(指定の変更・指定の解除)を受けたいので、学校教育法施行令第33条の2(第34条第2項)の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> </div>

略

備考 略

添付書類（指定解除の場合は不要）

1～3 略

4 学校教育法第55条第1項の規定による技能教育施設における学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置をとろうとする高等学校の名称及び所在地並びに課程及び学科の名称を記載した書類並びに教育課程を記載した書類

略

備考 略

添付書類（指定解除の場合は不要）

1～3 略

4 学校教育法第45条の2第1項の規定による技能教育施設における学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置をとろうとする高等学校の名称及び所在地並びに課程及び学科の名称を記載した書類並びに教育課程を記載した書類

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。